

平成27年 第4回教育委員会 会議録

日 時	平成27年3月25日(水) 午後3時30分～5時50分
場 所	向日市役所 第6会議室
出席委員	前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長
欠席委員	なし
事 務 局	教育部長、教育部参事兼図書館長、次長兼教育総務課長、次長兼生涯学習課長、学校教育課長、文化財調査事務所長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹、教育総務課主査
議 題	<p>議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について</p> <p>議案第5号 教育長の権限に属する事務の一部を小学校及び中学校の校長に委任する訓令の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第6号 教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を教育部長に専決させる訓令について</p> <p>議案第7号 向日市文化財保護審議会委員の任命について</p> <p>議案第8号 向日市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第9号 人事案件について</p> <p>委員会諸報告</p>
傍 聴 者	なし
委員長	開会宣言
委員長	本日は、まず委員会諸報告について報告を願う。
事務局	<p>— 向日市議会平成27年第1回定例会一般質問答弁要旨及び 総務文教常任委員会質疑要旨について —</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	中学校給食に対する、現場の先生や保護者の反応はどうか。
事務局	<p>乙訓で勤務している先生は中学校給食に対し経験がなく、他地域の状況を聞いていると大変だなという思いは持っているようだが、何よりも中学生の多感な時期に「家庭のお弁当」という愛情表現を大事にしたいという声は強い。</p> <p>また、給食により朝が少し楽になるという保護者の方もおられるが、子ども一人一人で食べる量が違ってくる時期でもあり、保護者の方自身で栄養バランスのとれた食事を作りたいという方もおられると聞いている。</p>

委員	産廃処理業者が逮捕された報道で、その後確認した結果を教えてください。
事務局	確認の結果、新聞報道のあった業者は、給食の生ごみ再資源化処理の委託契約業者とは別の業者であり、下請け業者にも入っていない。
委員	成人式について、今後も今年の形態で行う予定か。
事務局	一昨年の状況を踏まえ、昨年から他市の状況も見てこのような形態でさせていただいている。今後さらにより良い式典となるよう、新成人や関係者の方々のご意見も踏まえ、取り組んでいきたい。
委員長	式典という正式な場ということを考えると、適切な対応であると感じた。
委員	舞台上の竹の飾りについても適切であると思う。
委員長	次に、議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第4号提案説明 —</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する規則の一部改正するものである。</p> <p>基本となる改正内容は、法律の一部改正に伴う引用条項の整理及び教育委員長及び教育長の一本化に伴い「委員長」の字句を「教育長」に改めるものである。</p> <p>その他の改正点は以下のとおりである。</p> <p>○第1条関係「向日市教育委員会会議規則の一部改正」 教育委員長及び教育長の一本化に伴い、第1章の「委員長、職務代理者の選任方法」を削除。 第20条に会議の透明化に伴い「教育長は、会議録をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする」という条文の追加。</p> <p>○第2条関係「向日市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正」 字句の改正とそれに伴い第1条に記載のある傍聴券の別記様式の改正。</p> <p>○第3条関係「教育長に対する事務委任規則の一部改正」 新制度に伴い新「教育長」の任命は首長が議会の同意を得て行うことになるため、委任する事項の第2条第7号「教育長の任免を行うこと」を削除。</p>

改正後の第2条第8号中に「いじめ防止対策推進委員会委員」の追加。  
 第2条第2項として「教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する時期や対象事項等」の規定を新たに追加。  
 第4条については、第2条第7号を削除したことから、第8号以降が1号ずつ繰り上がるため引用している号を改正。

○第4条関係「向日市教育委員会公告式規則の一部改正」  
 法改正に伴う引用条項の整理及び「委員長」の字句を「教育長」に改正。

○第5条関係「向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正」  
 第1条では、法改正に伴う引用条項の整理。  
 第5条の新「教育長」の代理については、改正法に伴い「あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を行う」という規定を追加。  
 第6条では、委員長の公印を廃止し、他市や他部署とあわせて表彰用の教育長印及び教育部長印を新調。

なお経過措置として、この規則の施行の際、在職する現教育長の任期中は第1条の向日市教育委員会会議規則、第2条の向日市教育委員会会議傍聴人規則、第3条の教育長に対する事務委任規則第2条第7号の教育長の免職、第4条の向日市教育委員会公告式規則第2条第2項、並びに第5条の向日市教育委員会事務局組織規則第5条及び第6条については、従前のおりとするものである。

**【質疑等】**

委員 向日市教育委員会会議規則第20条で、会議録をインターネット等で公表することが追加された意味はどのようなことか。

事務局 現在も教育委員会会議録は向日市のホームページで公開しているが、今回の改正法で会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することを原則としているため、京都府にあわせて今回条文として追加し明確にしたものである。

委員長 質疑等なければ、議案第4号の採決を行う。  
 (全員挙手)

委員長 全員挙手により、議案第4号は承認された。

委員長 次に、議案第5号「教育長の権限に属する事務の一部を小学校及び中学校の校長に委任する訓令の一部を改正する訓令について」を上程する。

事務局	<p>— 議案第5号提案説明 —</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の権限に属する事務の一部を小学校及び中学校の校長に委任する訓令を一部改正するものである。</p> <p>内容としては、法改正に伴う引用条項の整理を行うものである。</p>
委員長	<p>質疑等なければ、議案第5号の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
委員長	<p>全員挙手により、議案第5号は承認された。</p>
委員長	<p>次に、議案第6号「教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を教育部長に専決させる訓令について」上程する。</p>
事務局	<p>— 議案第6号提案説明 —</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長の職務代理については、あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を行うとされている。しかし、非常勤の委員の職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難であると想定されることから「教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を教育部長に専決させる訓令」を制定するものである。</p> <p>内容としては、先ほどの議案第4号で上程した改正後の向日市教育委員会事務局組織規則第5条の規定に基づき、指名された委員が教育長の職務を行う場合、教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を教育部長に専決させるものである。</p>
委員長	<p>質疑等なければ、議案第6号の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
委員長	<p>全員挙手により、議案第6号は承認された。</p>
委員長	<p>次に、議案第7号「向日市文化財保護審議会委員の任命について」、議案第8号「向日市社会教育委員の委嘱について」、議案第9号「人事案件について」を上程するが、人事に関することから、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>

委員長	全員挙手により秘密会とする。  (以下秘密会)
委員長	議案第7号の採決を行う。  (全員挙手)
委員長	議案第7号は承認された。
委員長	議案第8号の採決を行う。  (全員挙手)
委員長	議案第8号は承認された。
委員長	議案第9号の採決を行う。  (全員挙手)
委員長	議案第9号は承認された。
委員長	秘密会を解く。  (以上秘密会)
委員長	閉会宣言